

郡山市公園愛護協力会要綱

平成2年4月1日制定
平成20年4月1日一部改正
平成21年4月1日一部改正
令和4年11月1日一部改正
〔都市構想部公園緑地課〕

(目的)

第1条 この要綱は、市民が公園（緑地を含む。以下同じ。）を快適かつ安全に利用できるように市と公園周辺の地域住民が協力して、公園愛護の精神を普及するとともに、公園管理の適正かつ効率化を図ることを目的とする。

(公園愛護協力会)

第2条 前条の目的を達成するため、市が所管する公園を対象として、公園愛護協力会（以下「協力会」という。）を結成するものとする。

(協力会の組織)

第3条 協力会は、公園周辺の地域住民をもって組織するものとする。

(協力会の数及び名称)

第4条 協力会は、1公園につき1協力会とし、名称は、当該公園名を用いるものとする。

(協力会結成の届出及び承認)

第5条 協力会を結成しようとする者は、5人以上の賛同者とともに協力会を結成し、その代表者は、公園愛護協力会結成届（第1号様式）に公園愛護協力会役員名簿（第2号様式）を添えて、市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による届出の内容を審査し、相当と認めるときは、公園愛護協力会承認書（第3号様式）により代表者に通知するものとする。

(協力会の活動内容)

第6条 協力会は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 公園の清掃及び除草
- (2) 公園の見回り及びそれに伴う遊具、樹木等の点検連絡
- (3) 遊具等公園施設の利用についての指導
- (4) その他公園の愛護に関すること。

(役員)

第7条 協力会に、役員として会長、副会長及び会計を置く。

(提出書類)

第8条 会長は、毎年度末、公園愛護協力会活動計画書（第4号様式）及び公園愛護協力会実績報告書（第5号様式）を市長に提出するものとする。

(変更届)

第9条 会長は、役員に変更があったときは、公園愛護協力会役員変更届（第6号様式）により市長に届け出るものとする。

(連絡窓口)

第10条 会長は、公園に関する要望があるときは、公園施設等要望書（第7号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の要望書を受理したときは、速やかに返答するものとする。

3 公園愛護活動に伴う連絡は、都市構想部公園緑地課を窓口とする。

(助言又は援助)

第11条 市長は、協力会の運営又は活動に関し、必要な助言又は援助をすることができる。

(協議会)

第12条 市長は、各協力会の会長をもって組織する協議会を年1回、年度末に開催する。

(協力会解散の届出)

第13条 協力会を解散しようとするときは、公園愛護協力会解散届(第8号様式)により市長に届け出るものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。